○東北地方整備局告示第百三十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年七月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年七月十四日　東北地方整備局長　徳山日出男

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　十三号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
山形県最上郡金山町大字金山字上野八七一番一六から同町大字飛森字森下一九四番一まで	前	一四・〇〇～三三・〇〇メートル	一・一〇〇キロメートル
	後	一四・〇〇～七三・〇〇メートル	一・一〇〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百三十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年七月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年七月十四日　東北地方整備局長　徳山日出男

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　四十八号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
東根市大字関山字西原一二六七番五から同市大字関山字原西二五六番まで	前	九・七〇～二〇・五〇メートル	一・四〇〇キロメートル
	後	一一・八〇～二四・二〇メートル	一・四〇〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第二百一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十二第四項の規定に基づき、平成十四年近畿地方整備局告示第十六号の一部を次のように改正する。

平成二十三年七月十四日　近畿地方整備局長　上総　周平

別表の項十九、業務区域の欄中「滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の全域」を「滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の全域」に改める。

○近畿地方整備局告示第二百三号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価の業務を行う区域の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十三年七月十四日　近畿地方整備局長　上総　周平

一　登録番号
近畿地方整備局長　21
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
アール・イー・ジャパン株式会社
三(1)　評価の業務を行う区域の変更

変更前	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の全域
変更後	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の全域

(2)　変更年月日
平成二十三年七月一日

国会事項

衆議院

質問書提出

七月十二日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

尖閣諸島沖で我が国の海上保安船に衝突し起訴猶予処分を受けていた中国漁船船長の証言に対する外務省の対応等に関する再質問主意書（浅野貴博提出）

緊急時避難準備区域における入院規制に関する質問主意書（木村太郎提出）

答弁書受領

七月十二日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員木村太郎提出東北自動車道無料化開始による混乱に関する質問に対する答弁書

衆議院議員橘慶一郎提出地方制度調査会の今後の取り扱いに関する質問に対する答弁書

衆議院議員浅野貴博提出尖閣諸島沖で我が国の海上保安船に衝突し起訴猶予処分を受けていた中国漁船船長の証言に対する外務省の対応等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員浅野貴博提出邦人保護並びに対ミャンマーＯＤＡに対する外務省の認識に関する質問に対する答弁書

衆議院議員木村太郎提出自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の重要性に関する質問に対する答弁書

衆議院議員橘慶一郎提出東日本大震災復興構想会議「復興への提言」の文意に関する質問に対する答弁書

衆議院議員稲田朋美提出原子力発電所の安全基準に関する質問に対する答弁書

報告書受領

七月十二日内閣から次の報告書を受領した。

科学技術基本法第八条の規定に基づく「平成二十二年度科学技術の振興に関する年次報告」

参議院

答弁書受領

七月十二日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員川田龍平提出福島県内の放射性物質に汚染された災害廃棄物の処理に関する質問に対する答弁書（第二一七号）

参議院議員小熊慎司提出東日本大震災によって被害を受けた家屋等の公費による解体に関する質問に対する答弁書（第二一八号）

参議院議員浜田昌良提出「再生可能エネルギー法案」に伴う補助金等削減に関する質問に対する答弁書（第二一九号）

報告書受領

七月十二日内閣から、科学技術基本法第八条の規定に基づく平成二十二年度科学技術の振興に関する年次報告を受領した。

人事異動

内閣

（国土交通省大臣官房付）国土交通事務官　田尻　直人
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する
内閣官房地域活性化統合事務局参事官を命ずる
（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　青木　由行
内閣官房東日本大震災復興対策室参事官を兼ねて命ずる（以上七月六日）
（財務省大臣官房参事官（関税局関税課担当））財務事務官　鵜田　晋幸
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣総務官室））に転任させる
内閣官房国家戦略室室員を命ずる
（財務省大臣官房付）同　稲本　護昭
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する
（財務省主税局調査課長）同　宇波　弘貴
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する
内閣官房社会保障改革担当室参事官を命ずる
（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　栗田　卓也
内閣官房東日本大震災復興対策室参事官を命ずる